

中間財務諸表

当行の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(資産の部)			
現金預け金	148,960	150,131	147,834
買入金銭債権	215,218	211,555	215,353
特定取引資産	5,613	6,866	6,129
金銭の信託	2,428	2,426	2,425
有価証券 ※1,8	879,147	859,984	892,726
貸出金 ※2,3,4,5,6,7,8,9	4,041,945	4,097,416	4,085,728
外国為替 ※7	9,890	10,578	11,120
その他資産 ※8	35,018	53,465	43,985
動産不動産 ※8,10,11,13	70,963	—	70,125
有形固定資産 ※10,11,13	—	65,828	—
無形固定資産	—	4,248	—
繰延税金資産	77,908	58,122	63,078
支払承諾見返	183,990	189,185	186,234
貸倒引当金	△100,575	△69,824	△86,309
投資損失引当金	△1,041	△302	△687
資産の部合計	5,569,469	5,639,682	5,637,748

(単位：百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(負債の部)			
預金 ※8	4,793,349	4,824,526	4,836,624
譲渡性預金	68,874	54,794	28,227
コールマネー ※8	—	31,768	30,000
債券賃借取引受入担保金 ※8	26,425	27,194	23,816
売渡手形 ※8	173,500	—	192,300
特定引取負債	639	637	755
借入金 ※8,12	75,466	226,844	72,453
外国為替	269	475	282
その他負債	38,838	53,523	40,674
退職給付引当金	835	195	273
再評価に係る繰延税金負債 ※13	9,222	9,120	9,159
支払承諾	183,990	189,185	186,234
負債の部合計	5,371,411	5,418,265	5,420,802
(資本の部)			
資本金	140,409	—	140,409
資本剰余金	14,998	—	14,998
資本準備金	14,998	—	14,998
利益剰余金	24,989	—	35,667
利益準備金	2,430	—	2,644
中間(当期)未処分利益	22,558	—	33,023
土地再評価差額金 ※13	9,156	—	9,063
その他有価証券評価差額金	8,503	—	16,806
資本の部合計	198,058	—	216,945
負債及び資本の部合計	5,569,469	—	5,637,748
(純資産の部)			
資本金	—	140,409	—
資本剰余金	—	14,998	—
資本準備金	—	14,998	—
利益剰余金	—	44,258	—
利益準備金	—	2,644	—
その他利益剰余金	—	41,613	—
繰越利益剰余金	—	41,613	—
株主資本合計	—	199,666	—
その他有価証券評価差額金	—	12,880	—
繰延ヘッジ損益	—	△134	—
土地再評価差額金 ※13	—	9,005	—
評価・換算差額等合計	—	21,750	—
純資産の部合計	—	221,417	—
負債及び純資産の部合計	—	5,639,682	—

中間財務諸表

中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年度中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年度中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
経常収益	66,882	62,758	132,049
資金運用収益	43,422	43,621	87,744
(うち貸出金利息)	36,983	36,970	73,662
(うち有価証券利息配当金)	4,495	4,917	10,008
役務取引等収益	11,777	12,072	22,991
特定取引収益	645	680	1,129
その他業務収益	3,614	4,888	9,821
その他経常収益	7,422	1,495	10,361
経常費用	60,887	46,618	105,269
資金調達費用	4,623	5,224	9,854
(うち預金利息)	2,353	2,297	4,790
役務取引等費用	2,965	3,163	6,016
その他業務費用	5	-	8
営業経費 ※1	26,895	24,713	52,941
その他経常費用 ※2	26,397	13,517	36,448
経常利益	5,995	16,139	26,779
特別利益	84	228	342
特別損失	940	118	1,149
税引前中間(当期)純利益	5,138	16,249	25,972
法人税、住民税及び事業税	46	44	92
法人税等調整額	1,061	7,672	10,193
中間(当期)純利益	4,031	8,532	15,687
前期繰越利益	18,284	—	18,284
土地再評価差額金取崩額	243	—	336
中間配当額	-	—	1,071
中間配当に伴う利益準備金積立額	-	—	214
中間(当期)未処分利益	22,558	—	33,023

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成18年度中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
直前事業年度末残高	140,409	14,998	14,998	2,644	33,023	35,667	191,076
中間会計期間中の変動額							
中間純利益	-	-	-	-	8,532	8,532	8,532
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	57	57	57
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	8,590	8,590	8,590
中間会計期間末残高	140,409	14,998	14,998	2,644	41,613	44,258	199,666

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
直前事業年度末残高	16,806	—	9,063	25,869	216,945
中間会計期間中の変動額					
中間純利益	-	-	-	-	8,532
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	57
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額（純額）	△3,926	△134	△57	△4,119	△4,119
中間会計期間中の変動額合計	△3,926	△134	△57	△4,119	4,471
中間会計期間末残高	12,880	△134	9,005	21,750	221,417

重要な会計方針

(平成18年度中間期)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点等を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券・金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前月1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価法は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は売却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し、計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：15年～39年
動産：5年～6年

(2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（6年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は126,628百万円です。

(2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりです。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（16,794百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額（△5,088百万円）は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間（4.5年）にわたり損益配分しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)
【貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準】
【貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準】（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び【貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針】（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間における従来の「資本の部」に相当する金額は221,552百万円です。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)
【有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い】（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

(表示方法の変更)
【銀行法施行規則】（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

中間財務諸表

注記事項

(平成18年度中間期)

1. 中間貸借対照表関係

- ※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円
- ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,160百万円、延滞債権額は150,374百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は250百万円です。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,639百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は210,425百万円です。
- なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円です。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、104,785百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 136,752百万円 |
| 貸出金 | 237,872百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 8,775百万円 |
| コールマネー | 31,768百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 27,194百万円 |
| 借入金 | 153,400百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,533百万円、その他資産43百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は、2,850百万円です。
- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,223,167百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,205,515百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 60,173百万円
- ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,772百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)
- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金73,400百万円が含まれております。
- ※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出してあります。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,347百万円

2. 中間損益計算書関係

※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産	745百万円
その他	627百万円

※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額12,944百万円を含んでおります。

3. リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	9,472百万円	1百万円	9,472百万円
減価償却累計額相当額	4,161百万円	1百万円	4,161百万円
中間会計期間末残高相当額	5,311百万円	1百万円	5,311百万円

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	1,184百万円	4,127百万円	5,311百万円

（注）未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	587百万円
減価償却費相当額	587百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（重要な後発事象）

該当ありません。